

# SUN LIFE FAMILY

***NOW ON***

業務及び財産の状況に関する説明資料

令和4年度

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和 5年7月25日

 サン・ライフグループ

**株式会社サン・ライフ・ファミリー**

## 目次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	2
1. 会社概要	2
2. 経営の組織	3
3. 株式の状況	4
4. 役員の状況	4
5. 使用人の状況	4
II. 当社の主要な業務の内容	5
1. 取扱商品	5
2. 再保険の状況	6
3. 保険の募集について	7
III. 当社の主要な業務に関する事項	8
1. 直近の事業年度（令和4年度）における業務の概況	8
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	9
3. 直近の2事業年度における業務状況	10
4. 責任準備金の残高の内訳	16
IV. 当社の運営に関する事項	17
1. リスク管理体制について	17
2. 法令遵守（コンプライアンス）体制について	17
3. 個人情報保護方針	19
4. お客様本位の業務運営に関する取組方針	21
5. 反社会的勢力に対する基本方針	28
6. 犯罪収益移転防止法への対応について	29
7. 指定紛争解決機関について	29
V. 当社直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	30
1. 計算書類	30
2. 保険金等の支払い能力の充実	35
3. 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	36
4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無	36
5. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会計士または監査法人の監査証明の有無	36

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 会社概要

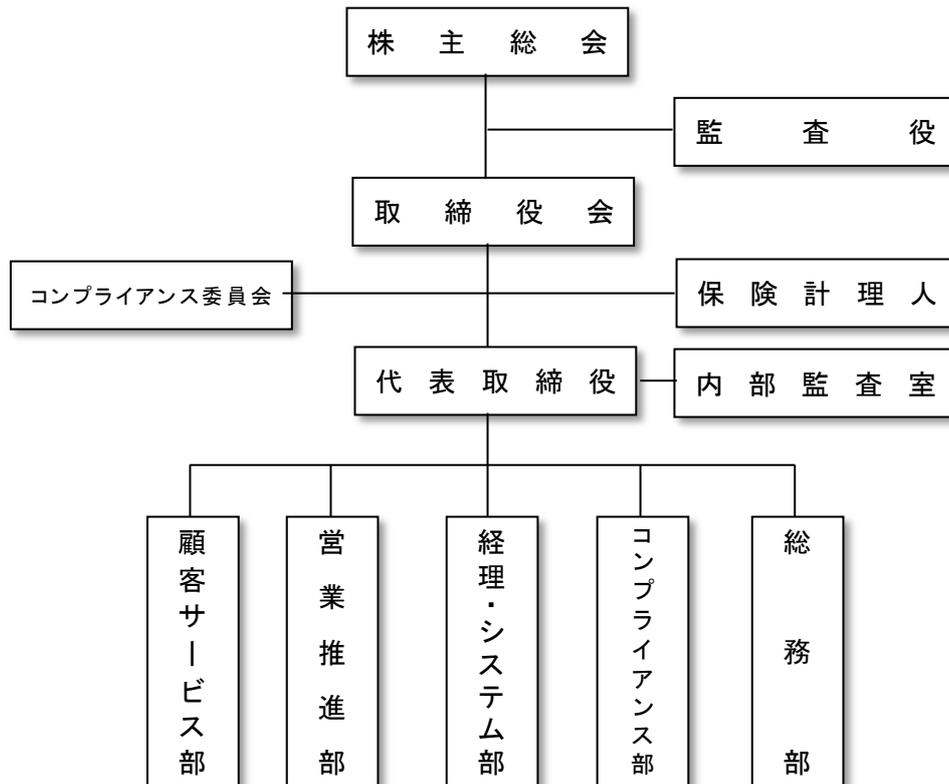
- (1) 会社名 株式会社サン・ライフ・ファミリー
- (2) 本店及び事務所の所在地 本店 神奈川県平塚市馬入本町13番2号
- (3) 資本金 資本金 1億2千万円
- (4) 株主構成 株式会社サン・ライフホールディング 1億2千万円

### 経営理念

1. 株式会社サン・ライフ・ファミリーは、少額短期保険持株会社である株式会社サン・ライフホールディングを中心としたサン・ライフグループの基本理念である、「ライフステージ全般の事柄について、地域の皆様が充実した生活を送れるよう貢献する。」ことを具現化いたします。
2. 少子化、高齢化社会を迎え、互助会加入者、当社及びサン・ライフグループ各社の顧客の安心及び利便性向上を図ります。

代表取締役社長  
大須賀孝雄

## 2. 経営の組織



### 3. 株式の状況

#### (1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 9,600 株
- ② 発行済株式 2,400 株

#### (2) 株主数

令和 5 年 3 月 31 日現在 1 名

#### (3) 主要な株主の状況

- ① 株主の名称 株式会社サン・ライフホールディング
- ② 持株数 2,400 株
- ③ 持株比率 100%

### 4. 役員の状況

氏名	役職	重要な兼職	その他 (兼任の状況等)
大須賀孝雄	代表取締役社長	—	—
佐野秀一	取締役(非常勤)	株式会社サン・ライフホールディング 常務取締役 業務支援本部 本部長	—
海老塚大介	取締役(非常勤)	株式会社サン・ライフホールディング 事業推進本部 本部長	—
石本寛幸	取締役(非常勤)	株式会社サン・ライフホールディング 業務支援本部 副本部長	—
笹尾茂樹	取締役(非常勤)	株式会社サン・ライフホールディング 事業推進本部 副本部長	—
瀧澤賢次	監査役(非常勤)	株式会社サン・ライフホールディング 取締役 監査等委員長	—

### 5. 使用人の状況

職種	従業員数	平均年齢
内勤職員 (うち派遣職員)	7名 (0名)	62歳
営業職員	—	—
合計	7名 (0名)	62歳

## Ⅱ. 当社の主要な業務の内容

### 1. 取扱商品

#### (1) 基本的な考え方

当社は、少額短期保険業に求められる年齢別顧客のニーズに応え、ご葬儀にかかる費用軽減を目的とした、ご葬儀サポートプラン（定期保険）、近年ますます高まる介護、入院に対する保障に加え、死亡・傷害死亡まで幅広く保障する、介護一時金付定期保険、入院一時金付定期保険を取扱っています。

#### (2) 販売商品

##### ① 介護一時金付定期保険

簡易な告知によって加入でき、低額な保険料で死亡保障や介護一時金を提供する1年更新型介護一時金付定期保険です。公的介護保険制度の対象となる40歳以上84歳以下の被保険者を対象とします。被保険者が万一死亡した場合や要介護状態になった場合に急に必要となる費用の負担の軽減を図り、ご家族の生活の安定に資することを目的とします。保障内容は、以下のとおりです。

保険金の名称	支払事由	支払金額
傷害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき。	300万円を限度として年齢別に定める金額
死亡保険金	責任開始期以後の原因により死亡したとき。	300万円を限度として年齢別に定める金額
介護一時金	責任開始期以後の原因により、公的介護保険制度による要介護1以上または要支援の状態に該当していると認定されたとき。	80万円を限度として年齢別に定める金額

## ② 入院一時金付定期保険

簡易な告知によって加入でき、低額な保険料で死亡保障や入院給付金を提供する1年更新型入院一時金付定期保険です。20歳以上45歳未満の被保険者を対象とします。被保険者が万一死亡した場合や一定日数以上入院した場合に急に必要となる費用の負担の軽減を図り、ご家族の生活の安定に資することを目的とします。保障内容は、以下のとおりです。

保険金の名称	支払事由	支払金額
傷害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡したとき。	300万円を限度として年齢別に定める金額
死亡保険金	責任開始期以後の原因により死亡したとき。	300万円を限度として年齢別に定める金額
入院一時金	責任開始期以後の原因により、保険期間中に入院を開始し8日以上継続して入院したとき。	80万円を限度として年齢別に定める金額

## ③ ご葬儀サポートプラン（定期保険）

簡易な告知によって加入でき、低額な保険料で死亡保障を提供する1年更新型定期保険です。40歳以上84歳以下の方が加入でき、更新することにより95歳までの被保険者を対象とします。被保険者が万一死亡した場合に急に必要となる費用の負担の軽減を図り、ご家族の生活の安定に資することを目的とします。保障内容は、以下のとおりです。

保険金の名称	支払事由	支払金額
死亡保険金	責任開始期以後保険期間中に生じた障害又は疾病を直接の原因として、保険期間中に死亡したとき。	300万円を限度として年齢別、保険料別に定める金額（注）

（注）但し、被保険者が、契約日からその日を含めて90日以内に、疾病を直接の原因として死亡した時は所定死亡保険金額の50%をお支払いいたします。

## 2. 再保険の状況

当社は、再保険を付保していません。

### 3. 保険の募集について

株式会社サン・ライフ・ファミリーは、保険の販売に際しまして、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき販売活動を行っています。

#### 株式会社サン・ライフ・ファミリー勧誘方針

- 1 法令等を遵守し、経済・金融・税務等に関する幅広い知識の修得に日々研鑽し、生命保険のプロフェッショナルに徹した質の高いサービスを提供します。
- 2 お客様の個人情報は、法令や会社のルールに則って厳格に取り扱い、お客様のプライバシーに配慮した行動を実践します。
- 3 お客様への訪問や電話等による連絡を行うときは、お客様の仕事や生活にご迷惑をかけることのないよう配慮し、お客様の承諾がない限り早朝や深夜の訪問や連絡はしません。
- 4 契約のお申込をいただくときは、法令等で定められている「重要事項説明書・注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を交付し、その内容を説明することにより、お客様に不利益となる事項を含めて正しくご理解いただけるよう努めます。
- 5 契約者の保険料負担の公平性、保険制度の健全な運営を保つためお客様には告知義務があること、お客様が告知義務に違反した場合には保険契約が解除され、お客様に不利益が生じる可能性があることを十分に説明し、正しい告知が得られるよう努めます。
- 6 契約者や被保険者との面接に際しては、本人確認を行うとともに、契約者の申込意思、被保険者の同意を確認します。

### Ⅲ. 当社の主要な業務に関する事項

#### 1. 直近の事業年度（令和4年度）における業務の概況

##### (1) 主要な事業内容

当社は「入院一時金付定期保険」、「介護一時金付定期保険」、「ご葬儀サポートプラン（定期保険）」の3種類の保険商品を販売しています。また、サン・ライフグループの強みを生かしたご葬儀費用直接支払いサービスを提供するなど、お客様の利便性の向上にも注力しています。

主な販売チャネルは、サン・ライフグループ企業代理店、冠婚葬祭事業者代理店、一般代理店等代理店チャネルだけでなく、直接販売にも注力しています。販売に当たっては、サン・ライフグループ広報誌、地方自治体が発行している広報誌、その他新聞・コミュニティ誌などに継続的に広告を掲載して、会社や商品の知名度・ブランドイメージを向上させ、代理店が販売しやすい環境を整えることにも注力しています。

保険募集に当たっては、原則としてご契約者・被保険者に直接お会いして、商品パンフレット等の資料により、商品内容等をご説明することで、お客様の商品理解を深め、十分に納得した上でご契約していただくよう努めています。これにより、顧客満足度の向上、経営の安定、保険集団の健全性の維持を目指しています。

##### (2) 経済環境

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され社会経済活動の正常化に向け動き始めましたが、その動きはコロナ禍前ほど活発ではなく、コロナ禍前に戻るには、時間が掛かると考えられます。また、長期化するロシア・ウクライナ情勢の影響及び地政学的リスク等による物価の高騰による消費性向の低下等、今後の日本経済の先行きは不透明な状況が続くと思われま

##### (3) 事業の経過および成果

当期は新規契約を1,699件獲得することができ、当期末保有契約数は9,609件（前期比2.8%増加）、保険料等収入は245,835千円（前期比3.1%増加）となりました。コスト意識の徹底等、経営努力をしてまいりました結果、経常利益86,221千円（前期比9.4%増加）、当期純利益62,217千円（前期比9.4%増加）と、ともに前年度からは増収・増益となりました。

##### (4) 今後の課題

全国各地の葬祭事業者等の代理店化をさらに推進し、着実に実働させることで新規契約・保有契約の増加を図り、同時に保険リスクの地域分散を目指します。

現在販売している3種類の保険に加え、新分野の保険の開発と新販売チャネルの開拓を進め、更なる業容の拡大とサービスの向上を図ります。

## 2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当期)
経常収益	230,285	239,128	254,123
経常利益	71,681	78,801	86,221
当期純利益	51,664	56,847	62,217
資本金の額 (発行済株式の総数)	120,000 (2,400株)	120,000 (2,400株)	120,000 (2,400株)
純資産額	473,509	520,276	572,414
保険業法上の純資産額	481,090	527,736	579,798
総資産額	585,651	640,402	684,922
責任準備金残高	86,955	94,012	85,731
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	9,821.7%	10,531.0%	11,318.4%
配当性向	19.5%	17.7%	16.2%
従業員数(※1)	6名	7名	7名
正味収入保険料の額(※2)	230,280	238,533	245,835

(※1) 従業員数は各年度末における人員数(派遣社員、パート社員を含む)を示し、役員は含まれません。

(※2) 正味収入保険料の内訳は、以下のとおりです。

収入保険料	245,835千円
－支払再保険料	－千円
－契約返戻金	－千円
－その他返戻金	－千円
差引	245,835千円

### 3. 直近の2事業年度における業務状況

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標

##### ①正味収入保険料（※1）

（単位：千円）

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生 命 保 険 ・ 医 療 保 険	238,533	100.0%	245,835	100.0%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
合 計	238,533	100.0%	245,835	100.0%

（※1）正味収入保険料は、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味収入保険料} = (\text{保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}) - (\text{再保険料} - \text{再保険返戻金})$$

##### ②元受正味保険料（※2）

（単位：千円）

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生 命 保 険 ・ 医 療 保 険	238,533	100.0%	245,835	100.0%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
合 計	238,533	100.0%	245,835	100.0%

（※2）元受正味保険料は、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険料} = (\text{保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金})$$

##### ③支払再保険料

該当事項はありません。

##### ④保険引受利益（※3）

（単位：千円）

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生 命 保 険 ・ 医 療 保 険	79,362	100.0%	86,486	100.0%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
合 計	79,362	100.0%	86,486	100.0%

（※3）保険引受利益は、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{保険引受利益} = \text{保険料等収入} - (\text{保険金等支払金} + \text{責任準備金等繰入額} + \text{営業費及び一般管理費})$$

## ⑤正味支払保険金（※4）

（単位：千円）

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生 命 保 険 ・ 医 療 保 険	71,226	100.0%	83,353	100.0%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
合 計	71,226	100.0%	83,353	100.0%

（※4）正味支払保険金は、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味支払保険金} = (\text{保険金} + \text{給付金}) - \text{回収再保険金}$$

## ⑥元受正味保険金（※5）

（単位：千円）

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生 命 保 険 ・ 医 療 保 険	71,226	100.0%	83,353	100.0%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
合 計	71,226	100.0%	83,353	100.0%

（※5）元受正味保険金は、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険金} = \text{保険金} + \text{給付金}$$

## ⑦回収再保険金

該当事項はありません。

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

該当事項はありません。

②正味損害率（※1）及び正味事業費率（※2）並びにその合算率（※3）

種 目	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
	正 味 損 害 率	正 味 事 業 費 率	正 合 算 率	正 味 損 害 率	正 味 事 業 費 率	正 合 算 率
生命保険・医療保険	29.9%	34.4%	64.3%	33.9%	34.2%	68.1%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—	—	—
合 計	29.9%	34.4%	64.3%	33.9%	34.2%	67.1%

（※1）正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（※2）正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味事業費率} = (\text{事業費} - \text{保険業法第113条繰延額} + \text{保険業法第113条繰延資産償却費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（※3）正味合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

③元受損害率（※4）及び元受事業費率（※5）並びにその合算率（※6）

種 目	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
	元 受 損 害 率	元 受 事 業 費 率	元 合 算 率	元 受 損 害 率	元 受 事 業 費 率	元 合 算 率
生命保険・医療保険	29.9%	34.4%	64.3%	33.9%	34.2%	68.1%
そ の 他 の 保 険	—	—	—	—	—	—
合 計	29.9%	34.4%	64.3%	33.9%	34.2%	68.1%

（※4）元受損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受損害率} = \text{元受正味保険金} \div \text{元受正味保険料} \times 100$$

（※5）元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受事業費率} = (\text{事業費} - \text{保険業法第113条繰延額} + \text{保険業法第113条繰延資産償却費}) \div \text{元受正味保険料} \times 100$$

（※6）元受合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受合算率} = \text{元受損害率} + \text{元受事業費率}$$

④再保険を引き受けた主要な保険会社等

該当事項はありません。

⑤再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の上位5社に対する支払再保険料の割合

該当事項はありません。

⑥再保険を引き受けた保険会社等の格付区分ごとの支払再保険料の割合  
該当事項はありません。

⑦未収再保険金の額  
該当事項はありません。

### (3) 経理に関する指標等

#### ①支払備金

(単位：千円)

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生命保険・医療保険	5,802	100%	6,359	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	5,802	100%	6,359	100.0%

#### ②責任準備金

(単位：千円)

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
生命保険・医療保険	94,012	100.0%	85,731	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	94,012	100.0%	85,731	100.0%

#### ③利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

種 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
利 益 準 備 金	1,008	100.0%	2,016	100.0%
任 意 積 立 金	—	—	—	—
合 計	1,008	100.0%	2,016	100.0%

#### ④損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

発生損害率が1%上昇すると仮定

(単位：千円)

経常利益の減少額(※1)	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
		2,379

(※1) 経常利益の減少額＝既経過保険料×1%

(4) 資産運用に関する指標等

①運用資産の概況

(単位：千円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	598,513	93.5%	642,856	93.9%
金銭信託	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
(運用資産計)	598,513	93.5%	642,856	93.9%
総資産	640,402	100.0%	684,922	100.0%

②利息及び配当金収入並びに運用利回り(※1)

(単位：千円)

種目	令和3年度		令和4年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	5	0.001%	6	0.001%
金銭信託	—	—	—	—
国債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
(運用資産計)	5	0.001%	6	0.001%

(※1) 運用利回りは、収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

③保有有価証券の種類別の残高、構成比、利回り及び残存期間別残高

該当事項はありません。

#### 4. 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（令和4年度）末における責任準備金残高の内訳は、以下のとおりです。

（単位：千円）

種 目	普 通 責 任 準 備 金					異常危険 準備金	契約者配 当準備金	合 計
	未 経 過 保 險 料	入院通院 中責任準 備 金	危険保険 料積増し	収 支 残	小 計			
入院一時 金付定期 保 險	1,025	96	1	9,549	9,647	2,897	—	12,544
介護一時 金付定期 保 險	2,689	—	4	18,758	18,763	2,223	—	20,987
定期保険	10,379	—	39	49,896	49,935	2,263	—	52,199
その他の 保 險	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	14,094	96	44	78,205	78,346	7,384	—	85,731

## IV. 当社の運営に関する事項

### 1. リスク管理体制について

当社は、保険引受リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスク、災害等リスク、コンプライアンスの6つに区分し、以下の体制でリスク管理を行っています。

(保険引受リスクの基本的考え方)

当社は、保険引受リスクの基本方針として、保険契約引受基本規程を定めています。具体的には、当社は、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行い、適宜引受基準の見直しを行います。また、関連部門、保険計理人と連携し想定される将来の不利益が生じた場合の影響を把握し、会社のリスク許容量との比較・検証を行います。保険料率の見直し基準に該当したときは、保険計理人の意見書をもとに取締役会の決議の後、基礎書類に変更がある場合は主務官庁の登録完了後、商品内容の変更を行います。

(リスク管理)

当社は、リスク管理の基本方針として、リスク管理基本規程を定め、各部門が、所管する業務におけるリスクの所在と種類・特性を把握したうえで、適切なリスク管理を推進・実行し、業務の健全性および適切性を図っています。

### 2. 法令遵守（コンプライアンス）体制について

当社は、企業が社会的責任を果たしていく上で、コンプライアンスは最も重要なものであり、顧客との信頼関係が必要となる保険事業の特性上、コンプライアンス体制の充実が求められていることを認識し、顧客の信頼確保及び顧客保護の観点からコンプライアンスを経営の重要課題として位置づけ、コンプライアンス体制の強化に積極的に取り組みます。

(コンプライアンス基本方針)

コンプライアンスを推進するための基本方針を策定しています。

(コンプライアンス・プログラム)

毎年、コンプライアンス推進に向けた具体的な取り組みとして、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づきコンプライアンスに係る諸施策を実施しています。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンスの徹底及び推進状況の監視を目的とした「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その事務局としてコンプライアンス部が全体的なコンプライアンスを統括します。

(コンプライアンス部)

コンプライアンス・プログラムに基づき、役員及び従業員に周知徹底を図るとともに、社内規程についても、法律の改正等に基づき適宜改定を行っています。また、募集に関する規程を活用した募集活動に係るコンプライアンス教育を募集代理店等の営業拠点において実施しています。

### 3. 個人情報保護方針

当社は、顧客の個人情報の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、個人情報の適正な保護、利用並びに管理を行います。個人の重要な情報を必要とするため、当社は顧客の情報管理並びにセキュリティへの対策を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、積極的に取り組んでいます。具体的な取扱いは、以下のとおりです。

#### (1) お客様の個人情報の利用目的について

当社は、保険契約に関するお客様の個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。なお、下記に定めた利用目的を超えて個人情報を取り扱う時は、個人情報保護法第16条第3項各号に定める場合を除き、ご本人（保険契約者・被保険者・保険金受取人等）の同意を得るものとします。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金、一時金のお支払い。
- ② 当社グループ企業、提携会社の各種商品・サービスのご案内・ご提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実のために行うアンケート等の実施。
- ④ その他保険に関連・付随する業務。

#### (2) 個人情報の第三者に対する提供について

当社では、次の①から③の場合に、お客様の個人情報を第三者に提供します。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 法令等を遵守した健全な業務運営を実施するため、当社募集代理店を含む業務委託先等に提供する場合。
- ③ 当社グループ企業等が取り扱う商品・サービス等の案内のために、当社グループ企業等に提供する場合。

（「下記、当社グループ企業等との共同利用について」をご覧ください。）

#### (3) 当社グループ企業等との共同利用について

当社グループ企業等が取り扱う商品・サービスの案内のために、当社グループ企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

- ① 共同利用される個人データの種類：「お客様のお名前」「ご住所」「性別」「年齢」。
- ② 共同して利用する者の範囲：株式会社サン・ライフ（本社：神奈川県平塚市馬入本町13番11号）・株式会社サン・ライフメンバーズ（本社：神奈川県平塚市馬入本町13番11号）。

③ 当該個人データの管理責任者の氏名・名称：株式会社サン・ライフ・ファミリー

(4) 機微（センシティブ）情報の取り扱い

保険医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。当社は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の健康状態・身体の障害状態・過去の病歴等の機微（センシティブ）情報を取得・利用します。また、保険契約のお引き受け、内容変更及び保険金・一時金のお支払い等の審査に際して、その可否について、その理由を含めて、必要最小限の範囲でお客様の機微（センシティブ）情報を契約者・受取人及び少額短期保険募集人（保険募集代理店を含む。）にお知らせすることがあります。

(5) 特定個人情報等（マイナンバー）の取り扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

(6) 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報に関する事項の通知、開示、訂正等

当社が保有するお客様の個人情報の通知、開示、訂正、利用停止等の請求につきましては、当社までお問い合わせください。ご請求者がご本人であることを確認させていただいた上で、後日、書面で回答いたします。

## 4 お客様本位の業務運営に関する取組方針

### 基本方針

当社は、当社の提供する少額短期保険及び各種サービスが、お客様（契約者、被保険者、保険金・給付金受取人）の真にお役に立つことを目指し、お客様本位の業務運営をするように努めます。

お客様本位の業務運営に当たっては、取り組み内容をホームページ等を活用して定期的に公表するとともに、運営方針・内容を絶えず見直し、さらなる高みを目指して全社を挙げて改善して参ります。

### 方針 1. お客様の最善の利益を追求します。

当社は、高度の専門性と職業倫理を保持し、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図ります。当社は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めます。

(1) 当社は、お客様との取引に際し、お客様本位の良質なサービスを提供し、お客様の最善の利益を図ることにより、自らの安定したお客様基盤と収益の確保につなげていくことを目指します。

### 方針 2. 利益相反の適切な管理を行います。

当社は、取引におけるお客様との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理致します。当社は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定いたします。

(1) 当社は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮致します。

- ① 保険募集人・募集代理店（法人・個人）が、保険商品のお客様への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合

### 方針 3. 重要な情報を分かりやすく提供します。

当社は、お客様との情報の非対称性があることを踏まえ、保険商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報をお客様が理解できるよう分かりやすく提供致します。

(1) 重要な情報には以下の内容が含まれます。

- ① お客様に対して募集・推奨等を行う保険商品・サービスの基本的な仕組み、契約前発病・告知義務違反などの理由により保険金・給付金が支払われないケース、その他の取引条件
  - ② お客様に対して募集・推奨等を行う保険商品・サービスの選定理由（お客様のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含みます。）
  - ③ お客様に対して販売・推奨等を行う保険商品・サービスの選定理由（お客様のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含みます。）
  - ④ お客様に販売・推奨等を行う保険商品・サービスについて、お客様との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響
- (2) 当社は、複数の保険商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かをお客様に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合をお客様が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供致します。
- (3) 当社は、お客様の他の保険契約や保険知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行います。
- (4) 当社は、お客様に対して募集・推奨等を行う保険商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行います。シンプルで分かりやすい保険商品の募集・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑でわかりにくい保険商品の募集・推奨等を行う場合には、保険金・給付金の支払条件など基本的な構造を含め、より丁寧な情報提供がなされるよう工夫いたします。
- (5) 当社は、お客様に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどしてお客様の注意を促すとともに、お客様において同種の保険商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう配慮いたします。

#### 方針 4. お客様にふさわしいサービスを提供します。

当社は、お客様の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該お客様にふさわしい保険商品・サービスの組成、販売・推奨等を行います。

- (1) 当社は、保険商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意致します。

- ① お客様の意向を確認した上で、まず、お客様のライフプラン等を踏まえた必要保障額や給付金額、保険料の適切な金額を検討し、それに基づき、具体的な保険商品・サービスの提案を行います。
  - ② 具体的な保険商品・サービスの提案は、自らが取り扱う保険商品・サービスについて、保険業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容と比較しながら行います。
  - ③ 保険商品・サービスの販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- (2) 当社は、複数の保険商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該お客様にふさわしいかについて留意致します。
- (3) 保険商品の組成に携わる当社は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定するお客様属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる当社においてそれに沿った販売がなされるよう留意致します。
- (4) 当社は、特に複雑または、わかりにくい保険商品の募集・推奨等を行う場合や、高齢や保険知識不足などの理由により、保険取引被害を受けやすいお客様に対して保険商品の募集・推奨等を行う場合には、商品やお客様の属性に応じ、その商品の募集・推奨等が適当かより慎重に審査いたします。
- 特に、高齢のお客様に対して募集を行う場合は、ご本人様だけでなく、冷静で客観的な判断ができるご家族様の意見もお伺いするなど、真にお客様のお役に立つ保険商品をご提供できるよう留意いたします。
- (5) 当社は、従業員や代理店がその取り扱う保険商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、お客様に対して、その属性に応じ、少額短期保険契約に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行います。
- (6) 保険金・給付金等の支払に当たって、当社は、支払事由の発生情報の収集や請求・支払手続きを迅速に行い、保険金・給付金等を1日でも早くお支払いできるように努めます。

#### 方針 5. 従業員・代理店に対する適切な動機づけの枠組みを整備します。

当社は、お客様の最善の利益を追求するための行動、お客様の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員・代理店研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備いたします。

## 方針 6. 実施内容

当社は、各項目に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備致します。

### 1. 取組状況

当社は、上記の方針に基づき実施した内容等、その取組状況を弊社ホームページによりお知らせしております。（「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づく取組状況のお知らせ）

以上

### 【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営に関する取組方針」との関係について

当社が採択している金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（原則 1～7）（2017年3月30日、2021年1月15日改訂）と当社「お客様本位の業務運営に関する取組方針」（方針 1～6）の対応関係は以下のとおりです。

掲載・更新年月日:

2023年6月30日

#### 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社サン・ライフ・ファミリー		
■取組方針掲載ページのURL :		<a href="https://tinyurl.com/26ekcuny">https://tinyurl.com/26ekcuny</a>		
■取組状況掲載ページのURL :		<a href="https://tinyurl.com/26ekcuny">https://tinyurl.com/26ekcuny</a>		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	方針1 お客様の最善の利益を追求します。	項目2. お客様の最善の利益を追求します
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針1 お客様の最善の利益を追求します。	項目2. お客様の最善の利益を追求します

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 3	<p><b>【利益相反の適切な管理】</b></p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	方針2 利益相反の適切な管理を行います	項目3. 利益相反の適切な管理を行います
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合</li> <li>・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品販売・推奨等する場合</li> <li>・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合</li> </ul>	一部実施	方針2 利益相反の適切な管理を行います	項目3. 利益相反の適切な管理を行います
原則 4	<p><b>【手数料等の明確化】</b></p> <p>金融事業者は、名目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	非該当	『【ご参考】金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営に関する取組方針」との関係について』内(注1)	『【ご参考】金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づく取組状況』との関係について』内(注1)
原則 5	<p><b>【重要な情報の分かりやすい提供】</b></p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します
	<p>(注1)</p> <p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件</li> <li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性</li> <li>・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)</li> <li>・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響</li> </ul>	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	方針3 重要な情報を分かりやすく提供します	項目4. 重要な情報を分かりやすく提供します
原則 6	<b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b> 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	方針4 お客様にふさわしいサービスを提供します。	項目5. お客様にふさわしいサービスを提供します
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	方針4 お客様にふさわしいサービスを提供します。	項目5. お客様にふさわしいサービスを提供します

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
<p><b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b></p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	方針5 従業員・代理店に対する適切な動機づけの枠組みを整備します。	項目6. 従業員・代理店に対する適切な動機づけの枠組みを整備します。
<p>(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	方針6 実施内容	項目7. 当社は、各項目に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備致します。

(注1) 原則4につきましては、当社の少額短期保険契約においては、明示している保険料以外に、お客様が負担する手数料その他の費用はありませんので、

「お客様が負担する手数料等の明確化」は実施しておりません。

<b>【照会先】</b>	
部署	顧客サービス部
連絡先	0463-22-2953

## 5. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を遂行するため、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守します。

また、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

- ① 反社会的勢力排除に向けた社会的責任、及び反社会的勢力により当社、役職員及び顧客が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。
- ② 反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動いたします。
- ③ 反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。
- ④ 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携を図ります。
- ⑤ 反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

## 6. 犯罪収益移転防止法への対応について

当社の犯罪収益移転防止法への対応は、顧客サービス部が担当し、お客様が保険申込時において記入なされた保険申込書の内容を確認し、取引記録等を作成・管理しております。

当社におきましては、保険申込時に少額短期保険募集人により運転免許証、健康保険証等の公的証明書等で本人確認をしております。

顧客サービス部が内容を確認し、顧客管理システムに住所、年齢、氏名及び契約内容を入力し、管理しております。なお本人確認書類等は、文書保存規程において永久保存とし、施錠したキャビネットに保管しております。

当社におきましては、お客様からの保険申込時にその内容等に疑義が生じた場合は、顧客サービス部の部長より代表取締役へ報告し、代表取締役、顧客サービス部長、営業推進部長、担当保険募集人により疑義を判断し、疑わしいと判断された場合には、代表取締役が速やかに当局へ届け出ます。

当社におきましては、保険申込時において一般社団法人日本少額短期保険協会が構築したデータベースを利用し、反社スクリーニングを実施しております。

## 7. 指定紛争解決機関について

当社お客様からお申出いただいた苦情等につきまして、解決に向けて真摯な対応に努めてまいります。なお、お客様の必要に応じ、日本少額短期保険協会の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、ご案内申し上げます。

詳細につきましては以下をご参照ください。

### 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階

電話（フリーダイヤル） 0120-82-1144

Fax 03-3297-0755

ご相談フォーム <https://wa.formzu.net/dist/S23780034/>

受付時間：8：00～12：00、13：00～16：00

※新型コロナウイルス感染拡大のため当面の間、受付時間を変更しております。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

通常受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

## V. 当社直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 計算書類

#### (1) 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)			(負債の部)		
<b>現金及び預貯金</b>	<b>598,588</b>	<b>642,895</b>	<b>保険契約準備金</b>	<b>99,815</b>	<b>92,090</b>
現金	75	39	支払備金	5,802	6,359
預貯金	598,513	642,856	責任準備金	94,012	85,731
<b>有形固定資産</b>	<b>810</b>	<b>540</b>	<b>その他負債</b>	<b>20,310</b>	<b>20,417</b>
車両運搬具	810	540	未払法人税等	12,203	13,290
			未払金	7,173	6,432
			未払費用	596	360
<b>その他資産</b>	<b>20,003</b>	<b>20,486</b>	預り金	336	334
未収金	19,985	20,472	<b>負債の部合計</b>	<b>120,125</b>	<b>112,508</b>
前払費用	8	8	(純資産の部)		
仮払金	9	5	<b>資本金</b>	<b>120,000</b>	<b>120,000</b>
<b>供託金</b>	<b>21,000</b>	<b>21,000</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>400,276</b>	<b>452,414</b>
			利益準備金	1,008	2,016
			繰越利益剰余金	399,268	450,398
			<b>株主資本合計</b>	<b>520,276</b>	<b>572,414</b>
			<b>純資産の部合計</b>	<b>520,276</b>	<b>572,414</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>640,402</b>	<b>684,922</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>640,402</b>	<b>684,922</b>

「注記」

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法により、償却しています。

(2) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

・現金及び預貯金	貸借対照表計上額	642,895 千円
	時 価	642,895 千円
	差 額	0 千円

現金及び預貯金は、1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

708 千円

4. 関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債務 1,709 千円

5. 出再支払備金の金額 該当事項はありません。

6. 出再責任準備金の額 該当事項はありません

7. 1株当たりの純資産額

238,505 円 92 銭

8. 保険業法第113条に規定する繰延資産

該当事項はありません。

9. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しています。

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>経常収益</b>	<b>239,128</b>	<b>254,123</b>
<b>保険料等収入</b>	<b>238,533</b>	<b>245,835</b>
保険料	230,533	245,835
<b>支払備金戻入額</b>	<b>589</b>	—
<b>責任準備金戻入額</b>	—	<b>8,281</b>
<b>資産運用収益</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
受取利息	5	6
<b>経常費用</b>	<b>160,326</b>	<b>167,901</b>
<b>保険金等支払金</b>	<b>71,226</b>	<b>83,353</b>
保険金等	71,226	83,353
<b>責任準備金等繰入額</b>	<b>7,057</b>	<b>556</b>
支払備金繰入額	—	556
責任準備金繰入額	7,057	—
<b>資産運用費用</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
受取利息源泉税	0	0
<b>事業費</b>	<b>82,042</b>	<b>83,990</b>
営業費及び一般管理費	81,477	83,720
減価償却費	565	269
<b>経常利益</b>	<b>78,801</b>	<b>86,221</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>78,801</b>	<b>86,221</b>
法人税及び住民税	21,954	24,004
<b>法人税等合計</b>	<b>21,954</b>	<b>24,004</b>
<b>当期純利益</b>	<b>56,847</b>	<b>62,217</b>

## 「注 記」

1. 正味収入保険料 245,835 千円
2. 正味支払保険金 83,353 千円
3. 支払備金繰入額の計算上、再保険に関わる金額 該当事項はありません。
4. 責任準備金繰入額の計算上、再保険に関わる金額 該当事項はありません。
5. 利息及び配当金収入 普通預金利息 6 千円
6. 1株あたりの当期純利益 25,923 円 91 銭
7. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しています。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益(△は損失)	78,801	86,221
減価償却費	565	269
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
支払備金の増加額(△は減少)	△ 589	556
責任準備金の増加額(△は減少)	7,057	△ 8,281
利息及び配当金等収入	△ 5	△ 6
その他資産の増加額(△は増加)	△ 712	△ 483
その他負債の増加額(△は減少)	△ 724	△ 973
<b>小計</b>	<b>84,393</b>	<b>77,303</b>
利息及び配当金等の受取額	5	6
その他	—	—
法人税等の支払額	△ 19,714	△ 22,923
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>64,684</b>	<b>54,387</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	—	—
保険業法第272条の5の規程による供託金積増による支出	—	—
有形固定資産の取得による支出	—	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	△ 10,080	△ 10,080
その他	—	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 10,080</b>	<b>△ 10,080</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増加額(△は減少)	<b>54,604</b>	<b>44,307</b>
現金及び現金同等物期首残高	<b>543,985</b>	<b>598,588</b>
現金及び現金同等物期末残高	<b>598,588</b>	<b>642,895</b>

## 「注 記」

1・キャッシュ・フロー計算書は間接法により作成しています。

2・現金及び現金同等物の範囲

貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定

642,895千円

預貯金は、全て普通預金です。

3・記載金額は単位未満を切捨てて表示しています。

(4) 株主資本変動計算書

前期(令和3年度)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	120,000		353,509	353,509	473,509	473,509
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		1,008	△ 11,088	△ 10,080	△ 10,080	△ 10,080
当期純利益			56,847	56,847	56,847	56,847
当期変動額合計		1,008	45,759	46,767	46,767	46,767
当期末残高	120,000	1,008	399,268	400,276	520,276	520,276

当期(令和4年度)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	120,000	1,008	399,268	400,276	520,276	520,276
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		1,008	△ 11,088	△ 10,080	△ 10,080	△ 10,080
当期純利益			62,217	62,217	62,217	62,217
当期変動額合計		1,008	51,129	52,137	52,137	52,137
当期末残高	120,000	2,016	450,397	452,413	572,413	572,413

「注 記」

1・発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合 計	2,400	—	—	2,400

2・新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

3・配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当金	基準日	効力発生日
令和4年6月24日 定時株主総会	普通株式	10,080千円	利益剰余金	4,200円	令和4年3月31日	令和4年6月27日

(2)基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当金	基準日	効力発生日
令和5年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,080千円	利益剰余金	4,200円	令和5年3月31日	令和5年6月26日

4・記載金額は単位未満を切捨てて表示しています。

## 2. 保険金等の支払い能力の充実

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和4年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	517,655	569,718
① 純資産の部の合計（繰延資産等控除後の金額）	510,196	572,414
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	7,459	7,384
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪ 控除項目(—)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	9,832	10,067
保険リスク相当額	7,459	7,374
R1 一般保険リスク相当額	7,459	7,384
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	5,985	6,428
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	5,985	6,428
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	268	276
ソルベンシー・マージン比率 (1)/ [(1/2) × (2)]	10,531.0	11,318.4

**3. 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益**

該当事項はありません。

**4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無**

該当事項はありません。

**5. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する公認会計士または監査法人の監査証明の有無**

該当事項はありません。